

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特  
別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十四号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用  
の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十五条第一  
項第七号、第十六条第二項（同法附則第八條第二項において準用する場合を含む）、第十七条第一  
項から第三項まで（同法附則第八條第二項において準用する場合を含む）及び第四項並びに第二十九  
条第一項並びに附則第八條第二項において準用する同法第十六條第四項及び第十七條第五項並びに沖  
縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第五十六條第一項の規定に  
基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部  
を次のように改正する。

第三条第七項中「及び高等専門学校」を、「高等専門学校及び専修学校（学校教育法（昭和二十  
二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいい、同法第二百五条第一項に規定す  
る高等課程に係るものに限る。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「昭和二十二年法律第二十六  
号」を削り、「第十一條ただし書」の下に「同法第三百三十三條第一項において準用する場合を含む。」  
を加え、同条第八項中「及び高等専門学校」を、「高等専門学校及び専修学校」に改める。

第四条第五項第一号中「及び」を「並びに」に、「第十九條第二項において単に「国立大学  
法人」という」を「を含む。第十九條第二項において同じ」に改め、「同じ」の下に「及び専修学  
校」を加える。

第七条第二号及び第八條中「高等学校」の下に「及び専修学校」を加える。

第十条第二号及び第十六條第二号中「及び幼保連携型認定こども園」を、「幼保連携型認定こど  
も園及び専修学校」に改める。

第十九條第二項中「国立大学法人」を「国」に改める。

附則第五條第一項中「附則第八條第一項に規定する保育所等」を「附則第八條第一項各号に掲げ  
る施設」に改め、「及び特定保育事業（法附則第八條第一項に規定する特定保育事業をいう。以下こ  
の条において同じ）」を利用する児童」を削り、同項ただし書中「及び特定保育事業を利用する児童」  
を削り、同条第三項中「法附則第八條第一項に規定する保育所等及び特定保育事業」を「保育所等」  
に改め、「要保護児童」との下に「第四条第五項第二号中「教育委員会（幼保連携型認定こども  
園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」とを加え、「附則第八條第一項に規定す  
る保育所等をいう。以下この条」を「附則第八條第一項各号に掲げる施設をいう。以下この項」に  
改め、「及び特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ）」を行  
う者の当該特定保育事業」及び「及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業」を削り、同条第四  
項中「及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業」を削り、同項第二号中「若しくは特定保育  
事業が行われる場所」を削る。

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）  
第二条 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百  
六号）の一部を次のように改正する。

第二十七條中「及び幼保連携型認定こども園」を、「幼保連携型認定こども園及び専修学校（高  
等課程に係るものに限る。）」に、「附則第八條第一項に規定する保育所等」を「附則第八條第一項各  
号に掲げる施設」に改め、「以下この条において同じ」及び「並びに沖縄県の区域において行われ  
る特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。）を利用する児童」を削る。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（平成二十九年年度の共済掛金の支払期限の特例）

2 平成二十九年年度の共済掛金（独立行政法人日本スポーツ振興センター法第三条に規定する専修学  
校並びに同法附則第八條第一項第二号、第五号及び第六号に掲げる施設の災害共済給付に係るもの  
に限る。）の支払期限については、第一条の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興セン  
ター法施行令（以下「新令」という。）第九条（新令附則第五條第三項において準用する場合を含む）  
中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

文部科学大臣 松野 博一  
内閣総理大臣 安倍 晋三

- ◇ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百二十四号） 新旧対照条文

目次

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号） ..... 1
- 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号） ..... 7

改 正 後	改 正 前
<p>（災害共済給付の給付基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、高等専門学校及び専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をい、同法第二百五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。以下同じ。）の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二条第一項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法第十一条ただし書（同法第三百三十三條第一項において準用する場合を含む。）に規定する体罰をいう。）その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。</p>	<p>（災害共済給付の給付基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二条第一項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十一条ただし書に規定する体罰をいう。）その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。</p>

8 センターは、高等学校、高等専門学校及び専修学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付の一部を行わないことができる。

(給付金の支払の請求及びその支払)

第四条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

一 学校教育法第二条第二項に規定する国立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第十九条第二項において同じ。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)及び専修学校並びに地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(第十九条第二項において単に「公立大学法人」という。)が設置する学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

二・三 (略)

8 センターは、高等学校及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付の一部を行わないことができる。

(給付金の支払の請求及びその支払)

第四条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

一 学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)並びに地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(第十九条第二項において単に「公立大学法人」という。)が設置する学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

二・三 (略)

(共済掛金の額)

第七条 (略)

一 (略)

二 高等学校及び専修学校 千八百四十円 (夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒にあつては九百八十円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては二百八十円)

三・四 (略)

(免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額)

第八条 法第十七条第二項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等一人当たり二十五円 (高等学校及び専修学校の通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては、二円) とする。

(学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲)

第十条 (略)

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専修学校 十分の六から十分の九まで

(災害共済給付に係る国の補助)

第十六条 (略)

(共済掛金の額)

第七条 (略)

一 (略)

二 高等学校 千八百四十円 (夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程において教育を受ける生徒にあつては九百八十円、通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては二百八十円)

三・四 (略)

(免責の特約を付した場合に共済掛金の額に加える額)

第八条 法第十七条第二項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等一人当たり二十五円 (高等学校の通信による教育を行う課程において教育を受ける生徒にあつては、二円) とする。

(学校の設置者が保護者から徴収する額の範囲)

第十条 (略)

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園 十分の六から十分の九まで

(災害共済給付に係る国の補助)

第十六条 (略)

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専修学校 補助対象災害共済給付経費のうち文部科学大臣の定める額

(学校の設置者が地方公共団体等である場合の事務処理)

第十九条 (略)

2 学校の設置者が国、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。

附則

(保育所等の災害共済給付)

第五条 法附則第八条第二項において準用する法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、保育所等（法附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下この条において同じ。）の児童（法附則第八条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）一人当たり三百五十円とする。ただし、要保護児童（生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の児童をいう。）については、一人当たり四十円とする。

一 (略)

二 高等学校、高等専門学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園 補助対象災害共済給付経費のうち文部科学大臣の定める額

(学校の設置者が地方公共団体等である場合の事務処理)

第十九条 (略)

2 学校の設置者が国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。

附則

(保育所等の災害共済給付)

第五条 法附則第八条第二項において準用する法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、保育所等（法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。）の児童（法附則第八条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）及び特定保育事業（法附則第八条第一項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。）を利用する児童一人当たり三百五十円とする。ただし、要保護児童（生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の児童及び特定保育事業を利用する児童をいう。）については、一人当たり四十円とする。

2 (略)

3 保育所等の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章（第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。）、第十九条並びに附則第一条の二及び第一条の三の規定を準用する。

この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）」の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第四条第五項第二号中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等（法附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。以下この項において同じ。）」の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 法附則第八条第一項に規定する保育所等及び特定保育事業の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、第二章（第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。）、第十九条並びに附則第一条の二及び第一条の三の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第二号中「第五条第二項第四号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。）」とあるのは「附則第五条第四項第二号に掲げる場合（これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣が定める場合を含む。次号において同じ。）」と、同項第三号中「同条第二項第四号」とあるのは「附則第五条第四項第二号」と、「同条第一項第五号」とあるのは「第五条第一項第五号」と、同条第六項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校（法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）」の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）」とあるのは「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、第五条第一項第一号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等（法附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。以下この条において同じ。）」及び特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下この条において同じ。）」を行う者の当該特定保育事業の管理下」と、同項第二号及び第四号中「学校の管理下」とあるのは「保育所等及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下」と、第十九条第一項中「教育委員会（幼保連携型認定こども園にあつては、当該地方公共団体の長）」とあるのは「長」と読み替えるもの

4 前項の規定により読み替えて準用する第五条第一項第一号、第二号及び第四号において「保育所等の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

一 児童が保育を受けている場合

二 児童が通常の経路及び方法により保育所等に通い、又は保育所等から帰宅する場合

三 (略)

とする。

4 前項の規定により読み替えて準用する第五条第一項第一号、第二号及び第四号において「保育所等及び特定保育事業を行う者の当該特定保育事業の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

一 児童が保育を受けている場合

二 児童が通常の経路及び方法により保育所等若しくは特定保育事業が行われる場所に<sup>場</sup>通い、又は保育所等若しくは特定保育事業が行われる場所から<sup>場</sup>帰宅する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議してこれらの場合に準ずる場合として定める場合

○沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例） 第二十七条 沖縄県に所在する義務教育諸学校、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、幼保連携型認定こども園及び専修学校（高等課程に係るものに限る。）の児童、生徒、学生及び幼児並びに保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。）の児童（同項に規定する児童をいう。）についての災害共済給付に係る共済掛金の額については、当分の間、同法第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額」とする。</p>	<p>（独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例） 第二十七条 沖縄県に所在する義務教育諸学校、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び幼保連携型認定こども園の児童、生徒、学生及び幼児並びに保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。）の児童（同項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）並びに沖縄県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。）を利用する児童についての災害共済給付に係る共済掛金の額については、当分の間、同法第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額」とする。</p>